

関西広域連合について

滋賀県総合政策部企画調整課

地方分権・地域主権改革の推進と関西広域連合の取組

I 地方分権・地域主権改革

地方分権・地域主権改革は、地域のことは地域で決め、実行できる自治の確立を図るために、地方自治を担う市町と県が連携し、住民の理解と協力を得ながら、取組を進める必要があります。これまでに、国と地方の協議の場が法制化されたほか、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、さらには、広域連合を受け皿とする、国の出先機関の移譲について、具体的な検討、協議が進められつつあります。

II 関西広域連合

1 設立の経緯

設立に向けた取組	市町への説明状況
H19.9 関西広域機構 分権改革推進本部の設置	
H22.1 分権改革推進本部 関西広域連合(仮称)設立準備部会 「H22年中の適切な時期に足並みを揃えて 議会に規約案を上程できるようにしていく」	H20.8 自治創造会議 H21.4 市町長会議 H22.1 町長連絡会議 H22.2 市長会企画担当課長会議 H22.4 市町長会議
H22.8 分権改革推進本部会議 「基本的には、足並みを揃えて議会に規約 案等の議案を提出する」	H22.9 各市町へ個別説明
H22.9 県議会に規約案を上程、議決	
H22.12 関西広域連合 設立	

2 設立後の主な動き

① 分野別広域計画の作成

- ・広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境の各分野の今後3～10年の計画を平成23年度中に策定。

② 企画調整事務

- (連合規約4条①(9)「広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務」)
- ・東日本大震災対応（市町の協力を得て職員派遣や避難者の受入等を実施）

- ・ 広域インフラ検討会の設置（北陸新幹線部会の設置）
 - ・ エネルギー検討会の設置（夏の節電を呼びかけ）
- など

③ 国出先機関対策の検討

九州知事会とともに「経済産業局」「地方整備局」「地方環境事務所」の3機関の「丸ごと移管」を求める（平成23年6月、本部事務局に国出先機関対策PTを設置）

3 今後、取組を進めるにあたって

(1) 関西広域連合としての取組

① 連合議会活動の充実

- ・ 総務常任委員会を設置（9/10～原則第2土曜日開催）
 - ・ 各府県代表議員で構成される理事会を設置（開催隨時）
 - ・ 議会事務局長の選任化等、事務局体制を強化
- ※ 第1回 9月10日（土）開催：国出先機関対策、広域防災（連合長出席）
第2回 10月8日（土）開催：国出先機関対策、広域研修、資格試験等

② 連合協議会の開催

関西広域連合の運営や将来像等について、住民から幅広く意見を聴取するため、関西広域連合協議会を設置（年2回程度開催）

※ 第1回 9月24日（土）開催

(2) 県としての取組

① 市町との連携

広域連合が市町にとって意義あるものとなるよう、市町と一層の連携強化を図る。
具体的には、平成23年4月から毎月開催している「地域の自主性及び自立性を高める改革」のための市町・県推進会議の一層の活用を図るほか、自治創造会議などの場を活用した意見交換を実施

（参考：市町・県推進会議における関西広域連合にかかる説明）

- ・5/18 関西広域連合における国出先機関の原則廃止に向けた検討状況について
- ・6/13 関西広域連合の概要について
- ・7/27 関西広域連合が近畿地方整備局の丸ごと移管を求めていることについて
- ・8/30 関西広域連合における国出先機関対策等について
- ・10/17 関西広域連合の概要、分野別広域計画（中間案）の概要

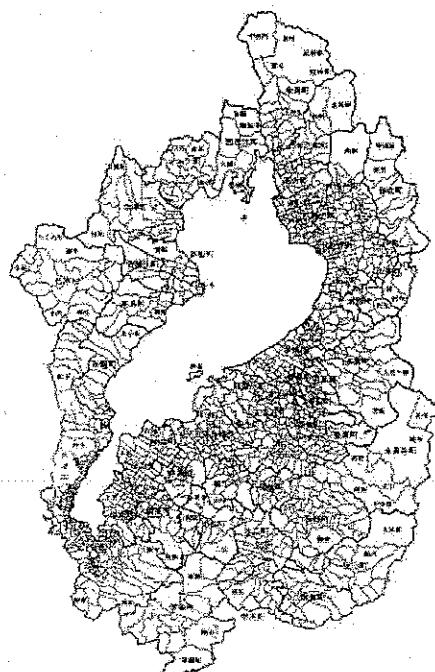
② 県議会との連携

連合委員会等の開催結果を、地方分権・行財政対策特別委員会等に報告するとともに、意見交換を行い、関西広域連合の取組に反映

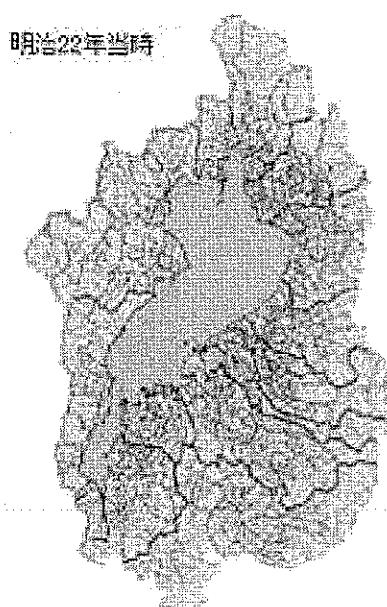
滋賀県の地域の姿

参考資料 1

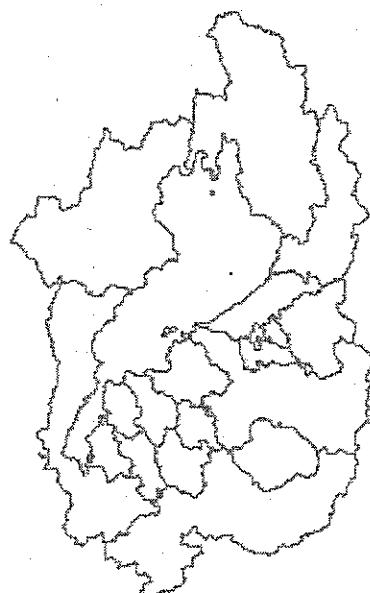
〈江戸時代〉
1,679の自然集落(藩政村)



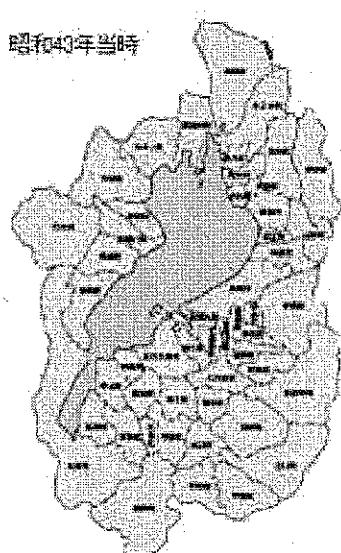
(明治22年)195町村



〈平成22年〉19の市町



(昭和43年)50市町村



枠の中の地方自治

(1) 戦前の都道府県

官選知事、都道府県は国の出先機関
 ○府県制検討時(明治20年頃)の府県觀
 　・法制局長官「府県制ニ対スルノ杞憂」
 　・府県制に対する「廢案説」(元老院第二讀会)

警戒しつつも、負担を押しつけ、手先にもなる都合のよい存在

(2-1) 戦後の都道府県

民選知事、しかし 国の支配を貫徹したい、そのための三つの方策

- (1)組織: 出先機関(直轄負担金、公共事業支配)
 　昭和23年「行政組織法」に「地方支分部局」(出先機関)を位置づけ
- (2)制度: 機関委任事務
- (3)財政: 補助金システム、交付税による政策誘導

地方出先機関整理に関する決議(昭和23年6月23日参議院本会議)

- 新憲法の精神に則り地方自治の趣旨を徹底するため、中央各省の行政事務を大幅に地方公共団体に移譲又は委任することの必要なるは今更多言を要しない。然るに政府が行政事務の統一処理にしや口して、夫々直轄の特別行政機関を設置し、ために機構の複雑化を來し、地方行政の民主化を阻害しつつあることは、甚だ遺憾とする處である。昨年地方自治法を改正して、出先機関の設置について、国会の承認を要することに改めた所以のものは、ひつきようこれら出先機関の濫設が、地方自治の伸展と行政の運用上少なからぬ弊害があるために、これを是正せんとしたものに外ならない。

(2-2) 府県制の廃止の検討と国の出先機関等の拡大化(昭和30年代)

- ・府県を廃止し、全国7~9ブロックに官選の長を置く「地方制案」を答申
 　(昭和32年第4次地方制度調査会)
- ・「地方庁」構想(全国9ブロックに総合出先機関)(臨時行政調査会)
- ・地方建設局の所掌拡大法案(昭38年成立せず)、地方厚生局案(構想のみ)
 　地方農地事務所の地方農政局への拡大(昭38年)
- ・水資源開発公団法(昭36年)、河川法、道路法改正(昭39年)

昭和30年代の都道府県に対する国の見方

<政府委員>

たとえば二つまたは三つの県に流域がまたがっているような河川の水の利用の問題につきまして、現状におきましては、関係の県の間におきまして、知事さん同士でまず話し合うということをいたしませんで、すぐそこの建設省の出先の地方建設局に話を持ち込んで、地方建設局が間へ入って両方の知事さんの意見を調整をする。さらに建設局で用が足りない場合には、建設本省にまで話を持ち上げてくる、そういうようなケースが一般のように思うのでございます。

私は、そのような場合には、まず関係の知事さんでお話し合いをして、そうしてそれに地方建設局さんに立ち会ってもらうことはもちろんけっこうであり、また協力してもらうことはけっこうであります。主体は、まず関係の知事さん同士で話し合うということが本来のあるべき姿ではないかと思うのでございますが、どうも関係の知事さん同士で話し合わないで、すぐ出先機関の仲立ちと申しますか、出先機関に入つてもらうとか出先機関を通じて話をするという、まことに水くさいようなことが行なわれておるこれが非常に多いわけでございます。参議院-地方行政委員会-昭和39年05月28日地方行政連絡会議法案(内閣提出)

地方分権・地域主権改革の経緯

平成20年5月28日 第1次勧告～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立

平成20年12月8日 第2次勧告～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～

平成21年10月7日 第3次勧告～自治立法権の拡大による「地方政府」の実現～～

平成21年11月9日 第4次勧告～自治財政権の強化による「地方政府」の実現～～

平成21年11月17日 地域主権戦略会議の設置(閣議決定)

平成21年12月15日 地方分権改革推進計画(閣議決定)

平成22年6月22日 地域主権戦略大綱(閣議決定)

平成22年12月28日 アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～(閣議決定)

平成23年4月1日 地域自主戦略交付金制度要綱制定

平成23年4月28日 国と地方の協議の場に関する法律(平成23年法律第38号)成立

平成23年4月28日 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)(第1次一括法)
成立

平成23年8月26日 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)(第2次一括法)
成立

平成23年9月14日 第30次地方制度調査会第1回総会

関西広域連合の概要

(1) 設立趣旨（設立のねらい）

- ① 関西における広域行政を展開（関西全体の広域行政を担う責任主体づくり）
- ② 国と地方の二重行政を解消（国の出先機関の事務の受け皿づくり）
- ③ 地方分権改革の突破口を開く（分権型社会の実現）

(2) 構成府県と事務

- ① 構成府県 兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県

② 現在取り組んでいる事務

○ 処理する広域事務

- ア 広域防災（東日本大震災への支援、広域防災計画の策定等）
- イ 広域観光・文化振興（観光・文化振興計画の策定、海外観光プロモーション等）
- ウ 広域産業振興（産業ビジョンの策定、公設試験研究機関の連携等）
- エ 広域医療（広域救急医療連携計画の策定、広域的なドクターへリ通航等）
- オ 広域環境保全（広域環境保全計画の策定、鳥獣保護管理（カワウ対策）等）
- カ 資格試験・免許等（調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等）
- キ 広域職員研修（広域職員研修の実施）

○ 国出先機関対策

国出先機関の“丸ごと”移管

○ 企画調整事務

広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務

(3) 組織

① 広域連合長等

広域連合の執行機関（連合長、副連合長等）

② 広域連合委員会

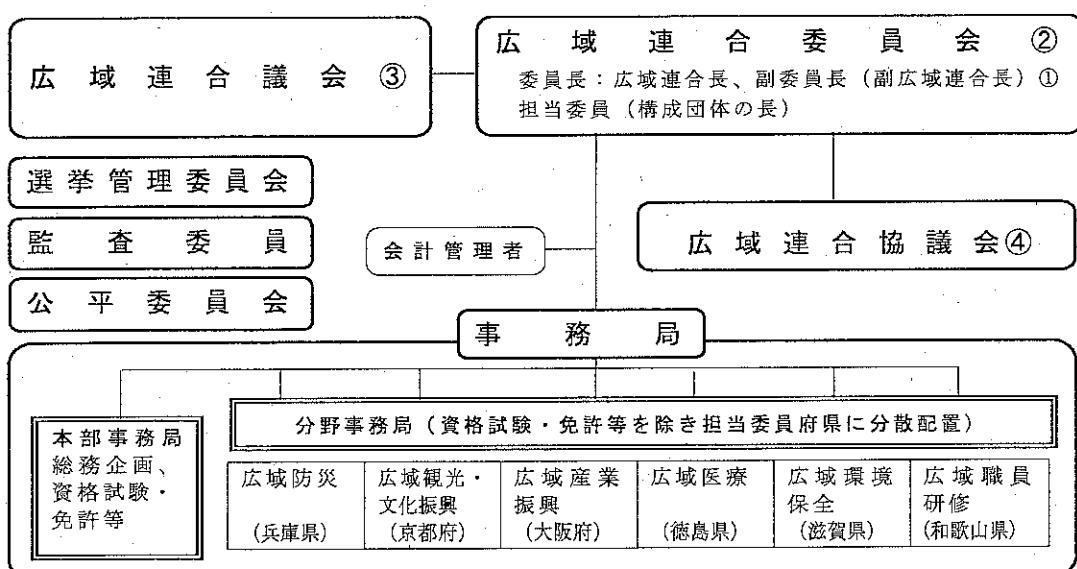
各府県知事が事務分野毎の担当委員として執行体制を担う委員会

③ 広域連合議会

広域連合の議事機関（20名で構成）

④ 広域連合協議会

住民等から幅広く意見を聴取するための協議会（55名で構成）



関西広域連合について

各会議におけるこれまでの説明経緯について

1 平成20年8月11日 自治創造会議

関西広域機構 分権改革推進本部のH20.7.30 第3回本部会議で議論された「『関西広域連合（仮称）』の設立に向けて（骨格案）」について報告。

2 平成21年4月15日 市町長会議

「関西広域連合（仮称）構想概要」として、関西広域機構 分権改革推進本部における検討結果について報告。

3 平成22年1月19日 町長連絡会議

関西広域連合（仮称）構想として、設立の趣旨、実施事業、組織の全体像について説明。

4 平成22年2月12日 市長会企画担当課長会議

関西広域連合（仮称）構想として、設立の趣旨、実施事業、組織の全体像について説明。

5 平成22年4月13日 市町長会議

関西広域連合（仮称）構想として、設立のねらい、基本方針のほか、広域連合が設立当初から取り組む事務について、現状・課題・取り組む事業例などを具体的に説明。

6 平成22年9月3~14日 各市町へ個別説明

「関西広域連合設立案」と「本県における事業効果と取り組む上での課題・懸念」について説明し、9月県議会で関西広域連合規約案を提案する旨報告。